

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年7月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

1 業務名称

甲府市上下水道局サービスセンター業務委託

2 業務内容

- (1) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
- (2) 検針業務
- (3) 調定及び調定更正業務
- (4) 口座振替業務
- (5) コンビニエンスストア収納業務
- (6) クレジットカード収納業務
- (7) 納入通知書発送業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 給水停止業務
- (10) 収納証明書発行業務
- (11) 電子計算機器運用業務
- (12) 給排水等業務に関する届出書入力業務
- (13) お知らせ等発行業務
- (14) 宅地内簡易漏水調査業務
- (15) 公金窓口収納業務
- (16) 総合案内及び電話交換業務
- (17) ボトルドウォーター販売業務

- (18) スポーツ施設使用受付業務
- (19) 井戸水用メーター等指針読み取り業務
- (20) 検定満期等に伴う水道メーター管理業務
- (21) 水道メーター上流等簡易漏水調査業務
- (22) 上記業務に附帯する業務等

3 履行場所

甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第42号）別表1に定める給水区域

4 履行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本件にかかる公告日から優先交渉権者決定までの間に、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がないこと。

- (7) 過去3年以内に、給水人口15万人以上の水道事業体において、本業務委託内容と同種または類似の業務を受託した実績があること。
- (8) 常時雇用関係があり、かつ、本業務委託内容と同種または類似の業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者及び2年以上の実務経験を有する副業務責任者を配置できる者であること。
- (9) 本業務の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (10) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できること。
- (11) プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (12) 単体企業であること。

6 手続等

配布資料、提出期限及び提出場所等については、甲府市上下水道局ホームページ掲載の「サービスセンター業務委託公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。

ホームページアドレス：<https://www.water.kofu.yamanashi.jp>

7 事務局

甲府市上下水道局業務部営業管理室営業課

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3312（営業係直通）

電子メール：jougeeigyo@city.kofu.lg.jp